

国立国語研究所情報基盤運用委員会規程

平成30年 4月 1日

国語研規程第84号

改正 平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第61号）第8条の規定に基づき、情報基盤運用委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) 情報基盤の整備・管理・運用に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 情報基盤の整備・管理・運用に係る予算に関すること。
- (3) 情報基盤の管理・維持に関すること。
- (4) コンピュータ室の管理・運営に関すること。
- (5) その他情報基盤の運用に関すること。

(招集)

第3条 委員会は、委員長が原則として月1回招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報基盤室が処理する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。